

学生の課外活動への支援策

広島大学の教育の振興に資するために、課外活動を行う団体・個人に対して次のとおり援助し、スポーツ及び文化活動の健全な発展を促進することを目的とする。

1. 援助の種類

- ① 遠征援助
- ② 奨励援助

2. 援助の基準

① 遠征援助

ア 地区予選等を経て全国・世界的規模の大会等へ参加するため、県外への遠征に係る旅費に対する援助及び参加のための必要経費（用具運搬等）に対する援助（連盟・協会等から全額支給される場合は除く。）

- 団体として参加する場合：上限 20 万円（※海外 30 万円）
- 個人として参加する場合：上限 5 万円（※海外 10 万円）

イ 上記大会への参加費に対する援助 → 必要経費（上限 10 万円）

ウ 上記大会へ大学からの依頼により参加する体育会応援団等の、県外への遠征に係る旅費に対する援助 → 上限 10 万円

② 奨励援助

ア 体育系

体育系の課外活動における大会へ参加し、「全国・世界規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた団体または個人に対する奨励金

- 団体：上限 10 万円（※海外 20 万円）
- 個人：上限 5 万円（※海外 10 万円）

イ 文化系

文化系の課外活動における大会・コンクールへ参加し、「全国規模のコンクール等で高い評価及びそれに準じる評価」以上の成績を得た団体または個人に対する奨励金

- 団体：上限 10 万円（※海外 20 万円）
- 個人：上限 5 万円（※海外 10 万円）

3. 援助の対象

出場区分が個人の場合、出場者が広島大学在学生校友会正会員であること。

出場区分が団体の場合、出場枠（チーム・クラス等）ごとに広島大学在学生校友会正会員 1 名以上含むこと。

4. 校友会入会率

団体区分については、出場者名簿記載の学生の校友会入会率が、毎年度 5 月 1 日現在の学部生校友会入会率の平均（2024 年度 64.7%）に満たない場合は、査定額から 10%減額する。また、80%を超える団体については申請額を上限に予算の範囲内で 10%～30%増額する。